

## 中国税務速報

2015年7月21日

### ●1. 組織再編業務に係る企業所得税徴収管理の若干問題に関する公告

国家税務総局は2015年6月24日付で『企業組織再編業務に係る企業所得税徴収管理の若干の問題に関する公告』（国家税務総局公告2015年第48号）を公布しました。

本公告は、まず組織再編の類型に従い、組織再編に係る各当事者を明確化にしました。各当事者とは、債務再編においては債務者及び債権者を、持分買収においては買収側、譲渡側及び被買収法人を、資産買収においては買収側と譲渡側を、合併においては合併法人、被合併法人及び被合併法人出資者を、分割においては分割法人、被分割法人及び被分割法人出資者をそれぞれ指します。

特殊税務処理を適用する場合には、本公告の規定に基づき再編主導当事者と再編日を決定し、各再編当事者は公告の規定に従い申告を行い、かつ、再編に関連する説明資料を提出しなければなりません。ひとまず特殊税務処理を適用する場合には、翌事業年度における全ての取引が完了した後、企業は特殊税務処理を適用するかを判断しなければなりません。適用すると判断した場合には本公告に従い申告し、適用しないと判断した場合には当該事業年度の確定申告に際し加算調整を行い、企業所得税を計算・納付しなければなりません。

なお、確認した再編に係る課税所得額が当該年度の課税所得額の50%以上を占める企業債務再編の場合には、確認した債務再編に係る課税所得を正確に記録し、かつ、確定申告の際に当該事業年度における債務再編に係る課税所得の認識額及び翌年以降の繰越額の状況を説明しなければなりません。内国法人がその保有する資産或いは持分によりその100%直接支配する外国法人に対し投資を行う場合には、当該内国法人は確認した資産或いは持分譲渡収益総額を正確に記録し、かつ確定申告の際に当該事業年度における譲渡に係る課税所得の認識額及び翌年以降の繰越額の状況を説明しなければなりません。上述した企業債務再編に対し、主管税務機関は台帳を確立し、照合分析を実施し、後続管理を強化しなければなりません。

特殊税務処理を適用する企業は、その後の事業年度において譲渡或いは組織再編に係る資産（持分）を処理する際に、確定申告時に資産（持分）譲渡所得或いは損失状況に対する特定説明をしなければならず、主管税務機関は評価と検査を強化しなければなりません。

本公告は2015年度以降の事業年度の確定申告に適用されます。本公告の施行時に既に再編契約が締結され、再編が完了していない組織再編について、本公告に従い施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1712189/content.html>

### ●2. 風力発電に係る増値税政策に関する通知

財政部及び国家税務総局は2015年6月12日付けで『風力発電増値税政策に関する通知』（財税〔2015〕74号）を公布しました。

本通知は、2015年7月1日より、納税者が販売する自社生産の風力を利用して生産された電力製品に対して、増値税即徴収即50%還付の政策を実施することを規定しました。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201506/t20150616\\_1256851.html](http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201506/t20150616_1256851.html)

### ●3. 『外商投資産業指導目録（2015年改訂）』の施行に関する公告

税関総署は2015年6月18日付で『「外商投資産業指導目録（2015年改訂）」の施行に関する公告』（税関総署公告2015年第29号）を公布しました。

2015年4月10日より、『外商投資産業指導目録（2015年改訂）』の奨励類に該当する外商投資プロジェクト（増資プロジェクトを含む）に対して、投資総額内において輸入する自社用設備及び契約に基づき上述の設備に付随して輸入される技術と部品については、『外商投資プロジェクト非免税輸入商品

目録』及び『輸入非免税の重大技術設備及び製品目録』に列挙される商品を除き、関税が免除され、規定どおりに輸入環節増徴税を徴収されます。

2015年4月10日以前に審査批准、許可又は届出登録された外商投資プロジェクトに対して、『外商投資産業指導目録（2011年改訂）』の奨励類に該当するものについては、引続き規定に従い輸入関税免税手続を行うことができます。但し、関連のプロジェクト所属法人等は、2016年4月10日以前に、税関に対し減免税届出手続を申請しなければなりません。『外商投資産業指導目録（2015年改訂）』の奨励類に該当しており、関連プロジェクト所属法人等が関連規定に従い税関に対し減免税届出手続を申請したもののについて、税関は受理することができます。

2011年改訂の奨励類に該当しない外商投資建設中プロジェクトは、2015年改訂の奨励類に適合するものであれば、関連プロジェクト所属法人等が関連規定に基づき税関に対し減免税関連手続を申請した後に、本公告の規定に従い輸入税収優遇政策を享受することができます。2015年4月10日以降から本公告公布日までの期間において、上述の関連建設中プロジェクトの輸入設備に対して既に課税された場合には、還付を受けることができます。本公告の公布日から、輸入設備に対して既に課税された場合には還付されません。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info761268.htm>

#### ●4. 「三証合一」登記制度改革のさらなる推進に関する意見

国務院弁公庁は2015年6月23日付で『「三証合一」登記制度改革のさらなる推進に関する意見』（国弁発（2015）50号）を公布しました。

本意見は、「三証合一（三証書を一つに統合した）」登記制度の推進に重要な意義を十分に認識し、工商行政管理部門より法人その他組織の統一社会信用コードを搭載した営業許可証（即ち、「一照一コード」登記モデル）を発給するという改革目標は、巧速かつ高効率、規範化・、統一的な推進であることを基本原則として示しました。同時に、まず試行地で試行し、統一社会信用コードの実施後、2015年末前までに「一照一碼」登記モデルを全国に広げ、推進していくと段階的に改革を進めていきます。基本的には、申請条件と文書の規範化を統一すること、登記の許認可プロセスを規範化すること、登記管理サービス方式を優良化すること、部門を跨ぐ情報伝達及びデータシェアの補償メカニズムを確立すること、改革成果の共同運用を実現することが求められます。最後に、以下のように保障措置について明確化にしました。組織リーダーシップを強化し、協力して推進し、宣伝指導していきます。

#### ●5. 『納税サービスクレーム申立管理弁法』の改訂に関する公告

国家税務総局は2015年6月26日付で『「納税サービスクレーム申立管理弁法」の改訂に関する公告』（国家税務総局公告2015年第49号）を公布しました。

主な改訂内容は以下の通りです。

- (一) 納税サービスに対するクレーム申立を再分類しました。『公告』は納税サービスクレーム申立の種類を、『弁法』で規定する宣伝、諮問、税務手続及び権益クレーム申立の四種類から、サービス態度のクレーム申立、税務手続の質・効率のクレーム申立及び権益侵害のクレーム申立の三種類に変更し、かつ分類後の内容を再度説明しています。
- (二) 納税者権益侵害のクレーム申立に関する具体的内容を再度明確化にしました。当該内容には以下の事項が含まれています。(一) 税務機関とその業務担当者により、納税者の商業秘密又は個人情報情報を漏洩する行為。(二) 税務機関とその業務担当者により、納税者への規定以外の資料をみだりに要求する行為。(三) 税務機関とその業務担当者により、納税者の納税申告方式選択権の行使を妨害する行為。(四) 税務機関及びその業務担当者により、法に基づく要求した行政処罰の事情聴取、行政再討議申請及び行政賠償請求を妨害する行為。(五) 同一の税務機関が規定に違反し、一課税年度内において、同一の納税者に対し同一事項について1回以上の納税評価或いは2回以上の税務調査を行うこと。(六) 税務機関とその業務担当者が規定に違反し、納税者に税に関する鑑定・証明報告書を強制的に発行し、納税者の意思に背いて強制的に代理し、又は代

理人を指定すること。(七) 税務機関とその業務担当者が規定に違反し、又は公開の承諾に背いて、納税者の合法権益を侵害するその他行為があること。

- (三) クレーム申立対応の期限を短縮しました。『公告』は受理、手続の期限をそれぞれ2業務日及び20業務日に短縮し、サービス態度のクレーム申立の完了期限を10業務日に短縮しました。
- (四) クレーム申立再訪問条項を増加しました。
- (五) クレーム申立文書を簡略化しました。

本公告は2015年9月1日より施行されます。同時に、従来の『「納税サービスクレーム申立管理弁法の印刷発布に関する国家税務総局の通知」』（国税発(2010)11号)は廃止されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1716901/content.html>

## ●6. ネットワーク安全法（草案）

2015年6月、第十二届全国人大常委会第十五次会议が初めて『中華人民共和国ネットワーク安全法(草案)』を審議しました。現在、『草案』を中国人大網で公布し、社会に対し公開意見を募集しています。公開意見の募集期限は2015年8月5日です。

当該法は中国国内でネットワークを建設、運営、メンテナンス及び使用する場合、並びにネットワーク安全性の監督管理をする場合には、本法を適用することを規定しました。国家はネットワーク安全戦略を制定し、国务院及び各級人民政府は統一的に規画しなければなりません。国家は、教育研修機構によるネットワークの安全性に関連する教育及び研修の展開を支持し、ネットワーク安全技术に係る人材交流を促進します。ネットワークの安全な運行について、「一般規定」には、国家が安全等級保護制度を実行すると規定されています。重要な情報インフラ施設の運行の安全性に対しては、重点的に保護しなければならず、保護弁法は国务院により制定されます。ネットワーク情報の安全性に関して、ネットワーク運営者はユーザー情報保護制度を確立し、ユーザーの個人情報に対するプライバシー及び商業秘密の保護を強化しなければなりません。国家はネットワーク安全モニタリング事前警報及び情報通報制度を確立します。国家ネットワーク情報部門は関連部門と協力し健全なネットワーク安全応急メカニズムを確立し、ネットワーク安全事件応急事前案を制定し、且つ定期的に演習を組織します。各関連者は本法の規定に違反した場合、本法第六章「法律責任」に基づき処罰を受けます。

[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/flca/2015-07/06/content\\_1940614.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/flca/2015-07/06/content_1940614.htm)